

環 備 - 1034

令和5年2月28日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染警戒レベルの引き下げ等について (通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月24日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染警戒レベルを「2」から「1」に引き下げることが決定され、3月13日以降のマスク着用の考え方が示されましたので、お知らせします。

今後とも基本的な感染防止対策の徹底が図られるよう、貴協会会員を通じた周知に御協力くださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・感染警戒レベル等について (令和5年2月24日付け、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部)
- ・「マスクの着用」の見直し等について (令和5年2月24日付け、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議参考資料)

【担当】

秋田県生活環境部

環境整備課 廃棄物対策班 伊藤

電 話 : 018-860-1624

E-mail : recycle@pref.akita.lg.jp

感染警戒レベル等について

令和5年2月24日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 感染警戒レベルの引き下げ

感染警戒レベルについては、「病床使用率」「重症病床使用率」を指標とするほか、事象として「保健医療の負荷の状況」「社会経済活動の状況」「感染状況」を十分に勘案し、総合的に判断することとしている。

現在、新規感染者数・病床使用率ともに、高かった昨年11、12月から減少を続けて低い水準にあり、外来医療・入院医療の負荷は小さくなっている。また、全県の救急搬送困難事案が10件未満の週が続いているほか、民間企業等の事業活動への影響も限定的であることから、県の感染警戒レベルを「2」から「1」に引き下げる。

【入院者数・病床使用率等の状況】

月日	入院者数	右の病床使用率			最大確保病床数	宿泊療養者数	
		うち重症者数	うち確保病床	うち確保病床以外			
R5.2.22	67人	1人	54人	13人	19.9%	272床	12人

2 県民の皆様へのお願い

- 県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「状況に応じたマスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策に加え、密を避けるなど適切な行動をお願いします。
- 十分な換気（全面換気）を徹底するようお願いします。
- 飲食等において、不特定多数が集まる場合で、会場の空間が広くない場合には、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底するようお願いします。
- 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用するようお願いします。【特措法第24条第9項に基づく協力の要請】
※一般検査事業は、令和5年3月末まで継続します。
- 県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとるようお願いします。

- ワクチンは重症化を防ぎ、医療体制を守ることに繋がりますので、早めの接種をおすすめします。
- 熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」への相談のほか、「新型コロナウイルス感染症保健医療情報ポータルサイト」や、LINEにより問い合わせ可能な「秋田県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」の活用をお願いします。
- 体調の悪化等により受診を希望する場合は、事前の連絡やできるだけ平日の日中の受診にご協力をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場面に限るようお願いします。
- 重症化リスクの低い方は、自己検査をお願いします。陽性反応が出たら「検査キット配付・陽性者登録センター」に陽性者登録をお願いします。
- 自宅療養を要する場合等の備えとして、薬（常用薬、解熱鎮痛薬等）、新型コロナウイルス抗原定性検査キット、体温計、食料品や生活必需品の日常的な備蓄をお願いします。
- 医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないようお願いします。
- 感染拡大防止に向けた取組（効果的な換気やマスクの着用、飲食の場・職場における感染対策等）の詳細については、内閣官房ウェブサイト【<https://corona.go.jp/>】をご覧ください。

3 各事業所等へのお願い（下線部については、3月13日以降削除）

- 業種毎の感染拡大予防ガイドラインを参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、十分な換気を徹底すること、人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。【特措法第24条第9項に基づく協力の要請】
詳細については、内閣官房ウェブサイト【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」をご覧ください。
- 各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等（いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む）においては、エアコン等を使っても、こまめに窓を開け、完全に外気と入れ替えるようお願いします。
- 高齢者施設においては、職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、引き続き注意をはらうようお願いします。
- 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めるようお願いします。
- 発熱等の症状があって休んだ従業員や児童生徒に対して、新型コロナやインフルエンザの「陽性又は陰性であること」「治癒したこと」について、医療機関の検査や証明を求めないようお願いします。

「マスクの着用」の見直し等について

	現在の考え方	3月13日から	4月1日から	5月8日以降 (5類感染症へ移行)
一般	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内：身体的距離が確保でき会話をほとんど行わない場合を除き、着用推奨 ○屋外：季節を問わず、原則不要 ※身体的距離が確保できず会話する場合は着用推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本 ○国はマスク着用の効果的な場面等を周知 		<ul style="list-style-type: none"> ○特措法に基づく協力要請等は終了 ○基本的対処方針は廃止
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○身体的距離が十分確保できない場合は着用推奨 それ以外は不要 ○体育の授業時も不要 	<p>卒業式は、児童生徒等がマスクを着用せず出席することを基本（各学校の実情に応じて対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク着用を求めないことを基本 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守 <p>業種別ガイドラインの見直し作業（食事中以外のマスク着用の推奨の削除など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○見直し後の業種別ガイドライン適用 ○感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業者にマスクの着用を求めることは許容 		

「マスクの着用」が効果的な場面について

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

○3月13日以降のマスク着用

- ・個人の判断に委ねることが基本となりますが、左上の場面では、国がマスクの着用を推奨しています
- ・左下はマスク着用が効果的な事例です
- ・なお、3月13日以降も、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます

○マスクの効果

- ・感染している方（無症状の方も含む）が着用した場合は、周囲に感染を広げない効果があります
- ・感染していない方が着用した場合は、自分を感染から守る効果があります
- ・なお、自分からのウイルス拡散を防ぐ効果が、より高いとされています〔厚生労働省HPより〕

県民のみなさまへのお願い

- 基本的にはマスクの着脱は個人の判断が尊重されますので、本人の意思に反して強いることがないよう、ご協力をお願いします
- ただし、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、推奨されている場面でのマスク着用にご協力を
- また、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めたときはご理解を
- マスク着用の考え方が見直されても感染対策は重要ですので、引き続き「3つの密の回避」「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の励行を